

平成 30 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回臨時会

大船渡地区環境衛生組合

平成 30 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回臨時会会議録

平成 30 年 12 月 28 日(金)午後 2 時 00 分開議

議事日程第 1 号

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4 議案第 2 号 平成 30 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）を定めることについて

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席議員(10 名)

議 長	小松 龍一 君	副議長	菅野 浩正 君
2 番	奥山 行正 君	3 番	東 堅市 君
4 番	船砥 英久 君	5 番	泉田 是重 君
7 番	今野 善信 君	8 番	渊上 清 君
10 番	滝田 松男 君		

欠席議員(1 名) 1 番 金子 正勝 君

遅刻議員(0 名)

早退議員(0 名)

当局出席者

管理者	大船渡市長	戸田 公明 君
副管理者	大船渡市副市長	高 泰久 君
副管理者	住田町長	神田 謙一 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	佐藤 力也 君

幹事出席者

大船渡市生活福祉部市民生活環境課長	安田由紀男 君
住田町町民生活課長	梶原ユカリ 君

事務局出席者

事務局長	及川 吉郎 君
係 長	曾根 悦子 君
主 任	鈴木 伸 君

午後 2 時 00 分開会

○議長(小松龍一君) それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。ただいまから平成 30 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は 9 名であります。欠席の通告は 1 番金子正勝君であります。

ここで議事日程に入る前に諸報告を行います。大船渡地区環境衛生組合監査委員から平成 30 年度分、平成 30 年 9 月分、10 月分の一般会計並びに歳計外現金の例月出納検査の結果についての報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご了解願います。以上で諸報告を終わります。

○議長(小松龍一君) それでは出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長(小松龍一君) 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○議長(小松龍一君) 次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は規定により議長から 5 番泉田是重君、7 番今野善信君の両名を指名いたします。

○議長(小松龍一君) 次に日程第 3、議案第 1 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長(及川吉郎君) それでは議案第 1 号についてご説明いたします。議案書の議案第 1 号をお開き願います。議案第 1 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございます。岩手県の例に準じて、一般職の職員の給与を改正しようとするものでございます。今回の改正は、平成 30 年の 10 月における岩手県人事委員会に準じまして職員の勤勉手当と給料月額について改定するものでございます。なお、当組合を構成する大船渡市、及び住田町におきましては、いずれも条例案と同様に制定しているところでございます。

お開き願います。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございま

すが、改正条例の内容につきましては、別冊にてお配りしております議案第1号説明要旨によりご説明し、全文に代えさせていただきます。なお、資料といたしまして条例改正新旧対照表を参考にさせていただきたいと存じます。説明要旨の1ページをお開き願います。議案第1号説明要旨。1、本則でございます。第1条による改正。第17条、宿日直手当の支給限度額を引き上げること等を定めるものでございます。第23条、平成30年12月期の正規職員の勤勉手当の支給割合を100分の87.5から100分の97.5に引き上げるとともに、再任用職員の勤勉手当の支給割合を100分の42.5から100分の47.5に引き上げること等を定めるものでございます。別表第1は一般職の職員の給料月額を引き上げるものでございます。第2条による改正。第22条、平成31年4月1日以降の正規職員の期末手当の支給割合を100分の130に改めるとともに、再任用職員の期末手当の支給割合を100分の72.5に改めるものでございます。第23条、平成31年4月1日以降の正規職員の勤勉手当の支給割合を100分の92.5に改めるとともに、再任用職員の勤勉手当の支給割合を100分の45に改めるものでございます。2、附則でございます。第1条、この条例の施行の期日等を定めるものでございます。第2条、平成30年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員の号級の調整について定めるものでございます。第3条、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすことを定めるものでございます。第4条、この条例の施行に関し必要な事項について、規則への委任を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小松龍一君）以上で提出者の説明を終わります。次に議案第1号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君）以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第1号について原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松龍一君）起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（小松龍一君）次に日程第4、議案第2号平成30年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第2号を定めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（及川吉郎君）それでは議案第2号につきましてご説明いたします。議案書の議案第2号をお開き願います。議案第2号平成30年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第2号を定めることについて、別冊のとおり定めることについて、地方自治法第292条において準用する同法第218条第1項の規定により、議会の議決をお

願いするものでございます。

それでは別冊の平成 30 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第 2 号により説明させていただきます。1 ページ目をお開き願います。平成 30 年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計補正予算第 2 号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 48 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 639 万 9,000 円とする。第 2 条、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

お開き願います。第 1 表歳入歳出予算補正。歳入でございます。款、項、補正額の順に申し上げます。第 1 款分担金及び負担金、1 項分担金 48 万 1,000 円の増。これは事務費分担金の増でございます。以上、補正額の合計は 48 万 1,000 円の増で、歳入の合計額を 3 億 639 万 9,000 円とするものでございます。

次に歳出でございます。款項補正額の順に申し上げます。第 2 款総務費 1 項総務管理費 43 万 1,000 円の増。第 3 款衛生費 1 項清掃費 5 万円の増。第 2 款総務費、第 3 款衛生費とも給与改定に伴う職員人件費の増によるものでございます。以上、補正後の合計は 48 万 1,000 円の増で、歳出の合計額を 3 億 639 万 9,000 円となります。

なお補正予算に関する説明書の説明は省略とさせていただきます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小松龍一君） 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第 2 号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第 2 号について原案のとおり決定するに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（小松龍一君） 起立全員であります。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして本臨時会に提出された全ての議案案件が議了いたしました。

これをもちまして平成 30 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回臨時会を閉会とします。本日はご苦労さまでございました。

午後 2 時 10 分閉会